

# 東三河スタートアップ推進協議会会則

## (目的)

第1条 「東三河スタートアップ推進協議会」(以下「推進協議会」という。)  
は、東三河地域において、東三河地域発のスタートアップの創出と、東三河地域に  
に適したスタートアップ・エコシステムの形成を目的とする。

## (定義)

第2条 この会則において「スタートアップ」とは、革新的なビジネスモデルを用  
いて急成長を目指す企業及びその創業者、並びにその候補者であつて、企業内起  
業家、第二創業者及び地域課題を起業により解決しようとする者をいう。

2 この会則において「東三河地域に適したスタートアップ・エコシステム」と  
は、スタートアップを支援の対象とし、新事業創出の活発化により、起業家を継  
続的に生み出す仕組みをいう。

3 この会則において「STATION Ai」とは、愛知県が名古屋市昭和区鶴舞地内  
において、2024年10月の開設に向け整備するスタートアップ中核支援拠点をい  
う。

4 この会則において「イノベーション」とは、新しい技術や考え方を取り入れて  
新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことをいう。

## (活動)

第3条 推進協議会は、第1条の目的を達するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) スタートアップの創出・育成の機運醸成に関すること
- (2) STATION Aiとの連携に関すること
- (3) 地域のスタートアップ支援機関同士のリソース等の相互活用によるシナジー  
創出に関すること
- (4) 東三河地域のスタートアップの域外展開への支援、域外のスタートアップ等  
との交流及び誘引に関すること
- (5) 推進協議会の活動の広報及び情報発信に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、東三河地域におけるイノベーション創出に資す  
ると認められる取組に関すること

## (会員)

第4条 推進協議会は、推進協議会の趣旨に賛同し、東三河地域において第3条各  
号に規定するいずれかの活動を独自に行っている企業、大学、行政機関、金融機  
関等を会員として構成する。

2 会員は、正会員・支援会員・特別会員により構成する。

3 正会員は、第6条で定める会議において議決権を行使することができる会員と  
する。

4 支援会員・特別会員は、第6条で定める会議において議決権を有しない会員と  
する。

5 会員になろうとするものは、入会届を提出し、別に定める基準により推進協議  
会の承諾を得なければならない。

6 前項の入会希望者のうち、会長が必要であると認める場合には、特別会員とす  
ることができる。

- 7 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。
- 8 ハラスメント・社会規範に反する等、本会の主旨に反する行為のあったときは、総会決議により退会とする。

(役員)

第5条 推進協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、正会員のうちから互選により選任する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故等があった場合には、あらかじめ会長が副会長の中から指名する職務代理者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、正会員・支援会員をもって構成し、事業年度ごとに1回以上開催する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、以下の事項について議決する。
  - (1) 会則の制定、変更及び廃止
  - (2) 当該年度に行う推進協議会の活動に関する事項
  - (3) その他、推進協議会の運営に関する重要事項
- 4 会議は、正会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、あらかじめ書面で議決権の行使を会長に委任した正会員は、出席したとみなす。
- 5 会議の議事は、出席した正会員の過半数の賛成をもって決する。
- 6 会長がやむを得ないと認めるときは、書面又はオンラインにより会議を開催することができる。この場合の定足数については、第4項を準用する。
- 7 会議は、原則として非公開とする。
- 8 会員からの提案により会長が必要であると認めるときは、会議の議事に関する者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 推進協議会は、第3条の活動に係る事項の調査及び推進のため、会議の議決を以て部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、会議の議決により決定する。
- 3 部会は、推進協議会に調査及び推進結果を報告する。

(事業年度)

第8条 推進協議会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、株式会社サイエンス・クリエイトにおいて処理する。また、部会の庶務は、当該部会の構成員において処理する。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(会員一覧)

会員区分		会員
正会員	(経済団体)	東三河広域経済連合会
	(企業)	イノチオホールディングス株式会社
		株式会社サイエンス・クリエイト
		株式会社エムキャンパス
		武蔵精密工業株式会社
	(大学)	国立大学法人豊橋技術科学大学
	(行政)	東三河広域連合
豊橋市		
特別会員	(行政)	愛知県

附則 この会則は、令和3年10月7日から施行する。

附則2. この会則は、令和4年12月9日に一部改正、施行する。